

第 3 日

1. 令和5年9月1日午前10時00分招集
2. 令和5年9月5日午前10時00分開会
3. 令和5年9月5日午後3時04分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1 番 亀 崎 清 貴	2 番 千々岩 繁	3 番 木 原 泰 代
4 番 荒 木 宏 太	5 番 白 木 淳	6 番 齊 木 幸 男
8 番 竹 下 周 三	9 番 秋 丸 要 一	10 番 笹 渕 賢 吾
11 番 坂 本 敏 彦	12 番 高 木 洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	有 働 和 明	書 記	鴨 川 奈 々
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石 原 佳 幸	教 育 長	米 田 加奈美
総 務 課 長	石 原 康 司	地 域 振 興 課 長	野 田 敏 治
建 設 課 長	中 嶋 啓 晴	税 務 課 長	大 山 和 説
住 民 環 境 課 長	中 原 寿 郎	ま ち づ く り 課 長	坂 口 圭 介
保 健 子 ども 課 長	宇 野 貴 子	福 祉 課 長	前 田 洋 子
農 林 振 興 課 長	上 原 克 彦	農 業 委 員 会 局 長	池 上 圭 造
学 校 教 育 課 長	鍋 島 忠 隆	社 会 教 育 課 長	益 永 浩 仁
特 養 施 設 長	前 渕 康 彦	病 院 事 務 部 長	高 木 浩 昭
会 計 管 理 者	松 尾 修		

12. 議事日程

日程第1 一般質問

開議 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりです。

総務課長、石原康司君から、9月4日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、お手元に配りました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君)

異議なしと認めます。

したがって、総務課長、石原康司君からの発言取消の申出を許可することに決定しました。

日程第1 一般質問

○議長(高木洋一郎君) 日程第1、一般質問を行います。

本日は3人の議員に一般質問通告書一覧表の順番によって、発言を許可します。

なお、質問、答弁については、一問一答方式とし、質問及び答弁は項目ごとに行い、質問者は最初の1項目全てを登壇して行い、再質問は細分された事項について一問一答で行います。第2項目からの質問は質問席から行います。第一答弁については、登壇して行うことといたします。

時間は執行部答弁を含め、60分以内とします。

最初に笹渕議員の発言を許可します。

10番 笹渕君

○10番(笹渕賢吾君) 日本共産党の笹渕賢吾です。

8月は、戦争と平和について考える機会が多くありました。

核抑止論と核廃絶、どちらを選ぶのか問われております。私は平和と民主主義、暮らしを守る立場から、一般質問を行います。

まず最初に、学校給食についてであります。

1つ目に、4月から小中学校給食費の無償化が全国489自治体で実施されております。物価高騰の中で、食材の購入や価格等で問題は発生していないかお聞きいたします。

2つ目に、これまで安全な有機農産物を学校給食に取り入れるよう提案し、答弁は教育委員会と協議し検討するとのことでしたが、その後の進捗状況についてお聞きいたします。

後は、質問席から質問を行います。

○議長(高木洋一郎君) 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長(石原佳幸君) 皆様おはようございます。

(おはようございます。)

本日は3名の方の一般質問が予定されております。傍聴席そして、テレビモニターにて傍聴さ

れている町民の皆様、お忙しい中、足を運んでいただきまして誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、笹渕議員からの御質問に対し答弁を申し上げます。

質問事項 1、学校給食について。

質問の要旨（1）4月から小中学校給食費の無償化が全国482自治体で実施されている。物価高騰の中で、食材の購入や価格等で問題は発生していないか問うについてお答えします。

和水町内の小中学校の給食費につきましては、子育て支援策として令和4年度で半額補助そして今年度は全額補助を行っております。御質問にありましたとおり、ウクライナ情勢や円安などによる物価高騰を受け、給食調理場においては食材の仕入れ値が上昇しており、現在、給食単価の増額改定を検討しているところです。

詳細につきましては、教育長より答弁いたします。

次に、質問の要旨（2）これまで安全な有機農産物を学校給食に取り入れるように提案し、答弁は教育委員会と協議し検討するとのことだったが、その後の具体的な進捗状況について問うについてお答えします。

現在、玉名圏域定住自立圏において、町内や玉名管内の安全で安心なおいしい農作物を学校給食で提供する地産地消を推進しており、昨年度は5回提供しております。今年度においては、その地産地消の一環として、環境や食の安全に配慮して栽培された熊本県型特別農産物の認証を受けた和水町産のお米を新米収穫後の11月から12月にかけて2回程度学校給食に取り入れることで調整を現在、教育委員会と行っているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 笹渕議員の質問要旨（1）についてお答えします。

町内小中学校の給食費の1食当たりの単価は、現在、小学校が254円。中学校が300円としております。学校の栄養教諭において、栄養面や量を保ちながら献立を考えていただいておりますが、食材費の仕入価格が高騰している状況にあり、現在の単価では予算的に厳しい状況にありますので、本年度増額の検討を行っているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 全国的に食材の物価高騰で予算が足りないのではないかとということで、より安い食材を利用しているという報道もあります。しかし、今の答弁では予算増額を検討しているということですのでもいいんですが、それでは具体的に聞きますけれども、どんな食材がどれくらい高騰しているのでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） 笹渕議員の食材価格の高騰の状況についてお答えいたします。

令和3年度と本年度との比較で、高騰分の平均の差額を申し上げさせていただきます。

牛乳で1本当たり平均4.8円、パンで1個4.7円の値上がりとなっております。また、主によく使用する野菜で、ジャガイモ、タマネギが1キロ当たり平均ですが約80円。このほかキャベツも1キロ当たり平均80円。ニンジン、もやしが1キロ当たり約50円の値上がりとなっている状況です。加えまして調味料の菜種油につきましては、1キロ当たり3,500円程度値上がりしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 学校給食でよく使われる食材といいますと、今、答弁もありましたけれども、4つ、大体言われておりますが、ジャガイモ、タマネギ、キャベツ、ニンジン。これが大体4つのよく使われる食材というふうに言われておりますけれども、こういったものがかなり大幅に値上げをされているということです。

質問したいのは、子どもたちの健康と成長を願う給食ですから、量的にも栄養面でも食材の質を落とさないようにしていただきたいと思っておりますけれども、その面ではどうでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 笹渕議員の質問にお答えします。

先ほどの答弁にもありましたように、学校の栄養教諭において栄養価や量を保ちながら献立を考えて工夫して行っている状況です。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） ややもすると品質の落ちたものでも、予算内で食材を取り入れなきゃいけないというのがありますので、ぜひそういう面ではきちっとした品物を食材として取り入れるようにしていただきたいということを述べておきたいと思っております。

それから2つ目ですけれども、有機農産物の学校給食へということでこれまで質問をしてきましたけれども、有機農産物を学校給食へ使用する動きが世界でも日本国内でも大きく広がっているというふうに思います。韓国では、国をあげて推進をしております。予算化して法制化してやっているということです。

国内では、有機農産物を学校給食へという2つの大きな動きがあっております。

1つは今年の6月、国会で超党派の国会議員によるオーガニック給食を全国に実現する議員連盟というのが設立をされました。共同代表に熊本3区選出の坂本哲志衆議院議員が着任しております。副代表には、日本共産党の田村貴昭衆議院議員が選任をされております。まさに、党派を超えた超党派でこの学校給食に有機農産物をというそういう動きが始まっております。

もう一つは、地方自治体でも動きが6月にありました。自治体関係者による全国オーガニック給食協議会というのが結成をされました。

この協議会の代表理事に、千葉県のいすみ市長が着任しています。いすみ市は市立の全小中学校の給食を地元産有機米100%に切り替えています。有機給食と有機農業産地づくりの先進地になっているところです。

また、全国オーガニック給食協議会結成に参加した茨城県かすみがうら市は、7月に環境に優しい有機農業への転換に向けてと題して、農業者向けに有機稲作農業普及・啓発セミナーを開いています。講師は、有機農業専業農家の集まりの民間稲作研究所の理事長さんが、化学肥料などを使う慣行農業から有機農業に転換してきた自らの実践を紹介し学ぶというものです。

いすみ市の宮島市長は、学校給食をオーガニック化する目的について、1つ目に、子どもの健全育成で安心していいものを食べてほしいということ。2つ目に、農業を再生させたいということとであります。

後継者不足や耕作放棄地の増大、生産者米価も安く、農業・農家を取り巻く環境が厳しい中で、持続可能な農業にしていく必要があります、そのきっかけに、オーガニックをやりたいということ。地元で作った有機農産物を地元・地産地消で地域経済を豊かにしたい。地球環境にもつながり、環境負荷の少ない持続可能な地域にしたいと述べています。

町長にお聞きをいたしますが、全国オーガニック給食協議会、今、話を出しましたけれども、全国から34市町村が参加をしております。オーガニックを進めるために、和水町も加入してはどうでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、オーガニック協議会というのを今、初めてお聞きしたところです。中身のほうについて精査をして検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 昨年9月議会で有機農業の今後の取組として8項目、町のほうからの答弁でありましたが、現在どういう取組が行われていますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 笹渕議員の御質問にお答えいたします。

有機農業に関して今後の取組ということで8項目挙げさせていただきましたけれども、その8項目の中のまず、生産現場の環境に優しい取組を支援とあと、環境に配慮した持続可能な原材料調達の取組ということで、この2点に関しまして、今年度から荒廃竹林整備に対する助成、あと竹の粉碎機の貸し出しということで、この竹チップを堆肥や飼料などに有効活用する循環型農業

ということで推進しているところでございます。

また、次に、食育の推進それと生産現場の努力を見える化という取組といたしまして、先ほどの町長の答弁と重複いたしますけれども、今年度、学校給食への提供を行うこととしているところでございます。

有機農業という J A S 認定というところで有機は語れないというところでございますので、現在、熊本型特別農産物というところで、環境に配慮した米の栽培方法などを掲載したパンフレット等を配布する方向で教育委員会と現在協議を行っているところでございます。少しずつではございますけれども、環境に配慮した農業に取り組んでいるところでございます。

先ほど協議会のほうの参加というところでございましたけれども、今後は国が策定いたしましたみどりの食料システム法に基づきまして、農薬使用量の50%削減、化学肥料の使用量30%削減という基準を設け、目標と国のほうが定めておりますので、これに向かって生産者を含めたところで推進協議会を、まずは町での推進協議会を立ち上げたいというところで現在検討しているところでございます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 今、答弁の中で、8つの項目の中で、食育の推進あるいは生産現場の努力を見える化とこういうのがありますが、教育委員会ではこの点については、何か学校での学習の取組というのがありますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 笹渕議員の質問にお答えします。

小学校の社会では、我が国の農業や水産業における食料生産について学習を行います。未来を支える食料生産という単元で、米作りの盛んな地域等学習しますが、その中で、安全でおいしい米を作るために、教科書では農薬や化学肥料に頼らない工夫も記載されております。また、家庭科では身近なものの選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集、整理が適切にできるよう J A S マークや有機 J A S マークなどの品質についてのマークについても学習を行います。

中学校でも家庭科で食品の選択と購入の学習で、食品のマークについて学びます。今回、環境により優しい米を提供していただく予定ですので、その際に、教科で学習したことや農林振興課が先ほど言われましたパンフレット等も活用しながら、学校と連携して取り組んでいく予定です。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 一歩ずつ進んでいるかというふうに思います。私、この有機農産物を学校給食にということでどうだろうかということで、農家の数人の方に聞いてみました。答えは学

校給食に有機農産物を出荷するならば、障害となるものは何かということで聞いたわけですが、どうすれば取り組めるかということで農家の率直な意見を聞きました。その答えは、大きく言って2つあります。

1つは、今まで慣行栽培です。慣行栽培というのは、今まで化学肥料そして農薬を散布するという一般的な農業というふうに理解していいというふうに思いますが、慣行農業をしてきたので有機農産物栽培の経験がないと、技術をどうやってマスターするかということです。

もう一つは、価格の問題です。有機農産物を生産して所得向上につなげることができるかどうかということで、この2つを解決するために取り組んでいる自治体を見ますと、技術面ではいすみ市は学校給食、全量有機米にしておりますが、2014年に民間稲作研究所、県の普及指導員、JAそれから市が連携をして、有機米生産に挑戦をしたと。そして2017年に学校給食の全量の42トン、700俵を生産できています。3年間でこれだけ前進しているということですが、生産者の組織として、有機農業を進める協議会を立ち上げて研究会等を行っている。今、先ほどの答弁でも推進協議会を立ち上げたいということでしたので、ぜひ立ち上げていただきたいと、進めていただきたいというふうに思います。

価格の問題では、農家と協議し米生産にかかる経費や収入として必要な価格設定をしております。生産者米価を1俵2万円にして農家から買い取ってるということであります。

そこで、教育委員会のほうにお聞きしますが、小中学校の給食消費量は年間どれぐらいなっているかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

学校教育課長 鍋島君

○学校教育課長（鍋島忠隆君） 笹渕議員の米の年間消費量についてお答えいたします。

令和4年度の消費量を調理場別に申し上げます。菊水共同調理場が年間で4,650キロ。三加和共同調理場が年間で2,540キロ。合計の7,190キロ、約120俵の消費量になります。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 年間の給食消費量は合計が7,190キロと1日当たり約60キロ、約1俵です。それが学校給食で使われていると。有機米を生産して10アール当たり普通は8俵とか取りますが、それでもそれが5俵収穫できたとしてこれ計算してみますと、2.4ヘクタールの面積で年間を通じて有機米が子どもたちに食べさせることができるというふうになります。2.4ヘクタールですから、そんなには多くないんです。生産者の組織化や技術の習得、予算措置をすれば実現できる数字だというふうに思いますので、そこで町長にお聞きをいたします。

答弁にありましたように、玉名管内での取組や竹チップを堆肥に活用など循環型農業に向けて少しずつ進んでいるようですが、月に1回、週に1回、そして毎日と学校給食を減農薬から有機米にするために、今年度から早めにスピードを上げて、来年度10月収穫できた米、その新米から取り組んではどうでしょうか。一気に1年分ということではなくて、今さっき言いましたように

月に1回、週に1回、そして毎日、こういうふうに拡大をしていくということが大事だと思いますけれども、町長にお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

繰り返しになりますけれども、現在、ウクライナや円安等の影響で、資材、材料のほうの価格が高騰しているという状況で現在検討委員会のほうで価格の改定のほうを検討しているところです。お話にありましたように、その有機米についてはやはり単価の関係もありますので、一気にということは不可能、現在のところは厳しい状況だとは認識しております。

しかし、安全・安心でおいしい食べ物を小中学生、子どもたちに給食として提供することは必要であると考えておりますので、回数等のお約束はできないとは思いますが、現在の定住自立圏等での取組に加えて実施していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 今の学校給食のお米が1俵当たり1万8,000円で購入されてるということです。これは全部農協のほうから、農協には農家から出荷されたものが保存されてそれを精米にして学校給食のほうに運送されるとそういう形で進められているとは思いますが、先ほどの1俵当たり2万円という価格で、もし、有機米を設定した場合、その場合、農協の手数料といますかそういうのが加わりますから、2万5,000円というふうな形で5,000円を上乗せしたとしても計算しますとこれが約90万円ぐらいで、年間を通して子どもたちに食べさせることができるということになるかと思うんです。

ぜひ、安全なものをということは保護者の皆さんも強く感じられていると思いますので、ぜひ学校給食費の無償化とともにこの安全な農産物、まず、米からとそしていろんな野菜という方向に広げていっていただきたいと思いますが、その方向性については町長は何か考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、我が町の農業振興施策として有機が率先して取り組まれてきたわけじゃないという現状がございます。そんな中で有機農産物のほぼ生産が少ない状況ではありますけれども、議員御指摘のお話は十分理解できますので、今後、農業部門、教育部門と併せて検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 町長の言われるように町の農業施策としては、有機農業とか有機米を学校給食にとかそういったものは恐らく今まで全体的な方針としてはなかったように私も思います。

これは昨年も言いましたが、5月の国会で食料システムみどりの食料システム法という法律ができて、そしてそこから一気に安全な農産物有機米あるいは有機農産物を学校給食へとかそういった方向にずっと進んできているというふうに思います。ですから、先ほど言いましたように、国会の中でも国会議員が超党派でこの方向に進めているというふうに思いますし、それは世界的にもこの温暖化等も含めてこの有機農産物をということで、生産するという方向に進んでいるというのが私は現状だと思います。そういった方向で、国連も含めてそして国内でもそういう方向に進んでいっているというふうに思いますので、ぜひ、今後の方針にこの方向を位置づけていただいて進めていくということが、農業が基幹産業の和水町にとっては非常に大事じゃないかなというふうに思いますので、その点で答弁はもうあんまり変わらなければ答弁はいいんですが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 笹渕議員の御質問にお答えいたします。

有機農業というのが有機という言葉が先ほども申し上げましたとおり J A S 認証が必要ということになっております。J A S 認証というのが100%不使用、化学肥料及び無農薬ということで100%の削減をしなければならない。それが J A S 認証になります。

和水町は町長の答弁にもありましたように、まだその取組に取り組んでいるところという段階でございますので、少しずつではございますけれども環境に優しい農業というところで、まずは国が基準を設けましたみどりの食料システム、そちらのほうの化学肥料を50%削減、農薬の30%削減というところに取り組むための推進協議会というものを立ち上げて、その後、その環境に優しい食材を学校給食にも提供できればというところで考えておりますので、先ほど御質問のあった今年度、推進協議会を立ち上げて来年度から学校給食にという御質問がありましたけれども、まずは、今年度準備をさせていただいて、来年度、協議会を立ち上げてそこから栽培方法などの研修等を行って、令和7年度から学校給食に取り入れるような方向でいければというところで検討しているところでございます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 今後の方針としてはそういう形で進むかと思えますけれども、それを1年前倒しして進めるということが大事だと思いますし、実は農家の方に聞きますと今の生産者米価の1俵当たり1万1,000円、2,000円というこの価格がかなり効いているんです。やっぱりきついんですよ。それで、話を聞いた人によれば結局1万1,000円、2,000円で売るんだったら、農薬を減らして無農薬にして、1俵当たり2万円とそういうことであれば、あんまり金額的には変わらないとしても、農水省が出している生産者米価1俵当たり必要な価格は1万5,000円ですか

らそこに1万5,000円になってくるというのが農家として見えてくるんです。そうするとちょっと作ってみようかなというふうに思うと思いますし、それは先ほど言いましたように技術の面では進んだ地域から山都町とかそういったところから講師の方を呼んで学習していくと。そういうふうに進めばそんなに壁は高くなくクリアできるというふうに私は思うんです。だから、ぜひ、来年度というよりも今年度にすぐ始めて、そして来年度は学校給食に入れると、それも毎日じゃなくても1週間に1回とか、そういうふうに前に進めていくということが私は大事だと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げたいと思います。

それから時間もたちますので、2番目にいきます。

この問題を取り上げたのは。

○議長（高木洋一郎君） 笹渕議員。事項2番にいくわけですね。はい。そっからお願いします。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 2番目の有明広域行政事務組合の住民サービスについてお聞きします。

1つ目に、有明広域行政事務組合の5年間の町内の救急車利用件数についてお聞きします。

2つ目に、高齢化とともに免許証を返納される人も増える中、救急車の割合は大きくなっています。住民からの要望に応えられる体制になっているか、また、救急車の搬送する範囲は決まっているかお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の2、有明広域行政事務組合の住民サービスについて。

質問の要旨（1）有明広域行政事務組合の5年間の町内の救急車利用件数について問うについてお答えします。

本町には、有明広域行政事務組合消防本部、玉名分署、和水菊水分署と和水三加和分署の2つの分署があり、それぞれ救急車は1台ずつ配備されております。

消防本部の統計によりますと、救急出動状況は和水菊水分署が平成30年から384件、元年が343件、2年が319件、3年が424件、そして昨年4年が459件となっております。

続きまして、和水三加和分署が平成30年が278件、令和元年が258、2年が239、3年が246、4年が245件となっております。

この数字につきましては、和水菊水分署と和水三加和分署からの救急車の出動件数であり、和水町民の方だけの利用ではなく、新玉管内の住民の方が利用された分も含んでおります。

以上になります。

次に、質問の要旨（2）高齢化とともに免許証を返納される人も増える中、救急車の役割は大きくなっている。住民からの要望に応えられる体制になっているか。また、救急車の搬送する範囲は決まっているか問うについてお答えします。

和水町も含め新玉管内の住民の方からの119番は、まず、荒尾消防署司令室につながります。最短で向かえる分署などから救急車を現場に出動させます。現場では救急隊が状態を観察し、容

態等を聞き取り、基本、直近の救急病院へ搬送します。しかし、聞き取りの中でかかりつけ病院での処置が可能となっており、かかりつけ病院の受入れが可能な場合はかかりつけ病院への搬送も可能となります。

交通事故など熊本市内の高度医療機関への搬送はドクターヘリや熊本県防災ヘリ、ドクターカーの使用も選択されています。救急車の搬送する範囲は、ここまでと決めた範囲ではなく、住民のためにいち早く駆けつけ、いち早い医師の介入を考えた体制となっております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 住民から搬送を希望する119番、これが荒尾のほうに要請が行った場合、同じ三加和なら三加和、菊水なら菊水の救急車の要請が重なる場合もあるかとは思いますが、町民が急に具合が悪くなったということで、心臓や脳の病気等でさっきありましたけれども、かかりつけの病院へ救急車に頼んだけど断られたという話がありまして、そういった住民の願いに応えられない理由はどんなことが挙げられますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、かかりつけの病院で処置が可能であり、またそのかかりつけの病院のほうを受け入れますという返事があった場合はそのかかりつけの病院のほうに搬送されます。だからそのかかりつけの病院の受入体制というのが一つの問題になりますので、消防のほうで判断して違うところに連れて行くというようなことはないと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） その方は熊本のほうに大きな病院ということでかかりつけの病院というふうになっているというので、そこのほうが一番自分の症状も先生にも分かっていたらいいし、そういう面では一番行きたかったけれども、そこで断られたということですので、受入体制とか今、答弁のあったとおりでやっているならば致し方ないところですが、なるべくなら受入体制もありますでしょうけど、なるべくならかかりつけの病院のほうの方が本人にとっても病気を治す上でも大事だと思いますので、そういう方向に持っていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

個別の案件についてはそれぞれの多分事情があるかと思いますが、消防本部のほうにおいては先ほど申し上げたような対応をしているところでございますので、まずは緊急性やいち早

く医師の介入というのを大前提に考えている結果だと思いますので、そのように広域のほうにも今後お話はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 今ので分かるんですが、やっぱり町民の方が自分の命にも関わることで、断られる理由、それはきちっと説明をしていただければ、住民の方も納得すると思いますので、そういう方向に有明消防のほうに言っていただければと思いますけれども。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 同じ答弁の繰り返しになると思いますが、救急隊のほうは状況を確認実に確認して、いち早く医療機関に届けると。その中でやはり医師の介入というのをしないとできませんので、そこは十分聞き取りをした上で緊急搬送の体制を取られていると承知はしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 分かりました。住民の命と健康に関わることで、ぜひ有明広域の関係でも町長も理事ですか。発言をしていただきたいというふうに思います。

ちょっと別件ですが、町民の方から声が出されておりますので質問をしたいんですが、答弁できなければ後で地域住民の方に説明をしていただきたいと思います。

内容は平野の下水処理施設これが今ずっと閉鎖してそのままありますけれども、今後どういうふうにするのかと方針がなっているのかと、もしここで答弁できればいただきたいと思いますけれども。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前・時・分

再開 午前・時・分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問事項2の要旨の中にはございませんが、答弁ができる状況であることを確認しましたので、執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問は、質問事項の有明広域行政事務組合の業務として平野のほうにし尿処理場がありました。御存じのとおり用地の廃止ということで今、状況止まっておりますが、当然、し尿処理の跡地ということで広域行政のほうで、担当のほうで検討を開

始されているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 今後どういうふうにするかということは、検討しているということです。

それでは3番目の機構改革についてお聞きします。

1つ目に、4月に機構改革が行われ5か月経過しましたが、その目的と成果についてお聞きをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の3、機構改革について。

質問の要旨（1）4月に機構改革が行われ5か月経過したが、その目的と成果について問うについてお答えします。

和水町では働き方改革、そして公務員のなり手の減少などが進んでいる状況の中で今後も増え続けると予測される行政需要や行政サービスの高度化、多様化、複雑化に対応するため、定員の最適化や業務の在り方を根本的に見直すことを目的として、本年4月に機構改革を行いました。

まず、行政改革事務改善などを強力に推進するために総務課に行政改革推進室を新設し、現在、業務量調査などをもとに業務の見直しを進めています。

また、同じく総務課に秘書広報係を新設しました。これにより秘書及び障害に関する業務の確実な推進が図られているほか、これまでまちづくり推進課で行っていたホームページや広報誌の管理運営を行うことで町政情報を正確かつ迅速にお知らせすることができるようになりました。

まちづくり課はまちづくり推進課と商工観光課を統合したことで企業誘致から企業推進まで一貫した体制構築ができているほか、和水町のブランディング推進においても観光と一体となった推進が図れております。

次に、税務課と住民環境課は税務住民課をより関係性の強い二つの課に分散することで、管理職における職員統制の強化を図り、事務処理ミスや窓口対応の改善、住民サービスの向上に努めております。

また三加和総合支所を三加和支所に変更することにより、総合支所長の職を廃止しました。併せて課名を地域振興課に変更し、地域振興係と総合窓口係としデジタル技術を活用することにより、本庁の主管課との連携を強化し住民サービス機能の向上に努めております。

ほかにも維持建設係、農業政策係、林務耕地係は関係性の深い係をまとめ、事務の効率化などを考慮した組織に再編しています。

最後に、教育長を中心に教育行政を集約し、学校教育と社会教育の連携強化が図れるよう、学校教育課の事務所を三加和公民館へ移動しております。教育委員会の詳細につきましては、教育長より答弁いたします。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 笹渕議員の質問の要旨（１）についてお答えします。

平成22年４月から令和５年３月までは、本庁に学校教育課、三加和公民館に社会教育課が置かれ、４月に学校教育課が三加和公民館に移動し２つの課が三加和公民に置かれるようになりました。教育委員会が一つの場所になったことで一番よかったことは、報告・連絡・相談がスムーズにできることです。

また、学校教育課と社会教育課が連携しながら業務を行えるのもよかった面の一つです。まだ異動して５か月ですのでこれから課題が出てくると思いますが、より充実できるように努めてまいります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 私は機構改革の基本というのは、住民サービスが向上すること。これに尽きると思います。そのために職員の働く意欲が湧くような環境をどれだけつくるかということだと思います。

気になるのは中途退職者が、先ほど答弁でもありましたけれども多いということです。せっかく町民のためと思って和水町に就職したのに働く中で中途退職を選んでしまう。こういう人が以前より多くなっているように思いますが、隣の南関町でも３年間に５人ほど中途退職したという話を聞きましたけれども、こういった中途退職をするという問題はどこにあるのか、どういふうに町長としては考えられておられるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

まず、今回の御質問であった機構改革につきましては、３月の全協等でも業務がしやすいようにということで町長の答弁でありましたような改革をしております。それも第一の基本というのは住民サービスの低下は招かないと、なおかつ、職員の働き方にも配慮した改革ということで今５か月が推移しております。

今、御質問の中途退職につきましては、同じようにこの機構改革を踏まえまして、職員研修等を充実してよりよい環境と職員の研修等を通じて、よりよい働く環境の場にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 私は外部から見ていて中途退職が多いのは、非正規雇用です。この人た

ちが増えていくということで、責任が全く前と違ってきてるんじゃないかというふうに、重くなってきてるんじゃないかと責任がです。そうすると労働時間にも影響するし、精神精神的なストレスにも影響するし、そういうこともあって中途退職の道を選んでしまうというのものもあるんじゃないかと。外部から見てそういうふうに感じます。

ちょっとお聞きをしたいのは、教育委員会のほうにお聞きしますが、5か月が経過して感じるわけですが、今、答弁がありましたけれども、三加和公民館に社会教育課だけだったところに学校教育課が入ったということで、約倍の人数になってるんです。そうすると私たち外部から見るととても狭いところで仕事をしていると。職員の座ってる椅子の間が後ろにまた職員が座ってて、間がほとんどないというような状況なんです。だから私はそういう職場の環境でいいのかとちょっと思うんです。

確かに場所がどこにもないからということでさしよりは三加和公民館のほうになったんでしょうけれども、やっぱり働く環境はよくしてやらないとやっぱり最終的には町長言われましたように、住民サービスが目標ですからこれに全力をあげるためには、働く環境をよくすると、一人一人の働くスペースの基準をどういうふうになってるかということでお聞きをしたいんですが、今ちょっと質問分かりましたか。一人一人の働くスペースの基準、そういうのがあるのかどうかお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） 机の配置等の基準というのは、現在はずっとありません。ありません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 基準はないということですので、ぜひ働く環境はちょっと改善していただきたいと。住民から見てもあまりにも狭いという感じを持つと思うんです。私も感じましたので。ぜひ、その辺は改善をしていただきたいというふうに思います。

次に、4点目の福祉の充実についてお聞きをいたします。

加齢性難聴者の補聴器購入の町補助制度の内容についてお聞きいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項4、福祉の充実について。

質問の要旨（1）加齢性難聴者の補聴器購入の町補助制度の内容について問うについてお答えします。

和水町では障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、和水町身体障害者・児補装具費支給等実施要綱を制定し、補装具費などの支給を行っております。

その補装具の給付項目に、補聴器も含まれております。補聴器の支給要件としましては、身体障害者手帳を取得されているものとしており、身体障害者の日常生活の能率の向上を図ることを目的としております。

令和4年度の助成件数は10件で金額が58万6,283円の助成額となっております。詳細につきましては担当課長より答弁いたします。

○議長（高木洋一郎君）

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 笹渕議員の質問にお答えをいたします。

補装具支給の制度について説明させていただきます。

補装具費の支給については、身体障害者手帳を取得なさった方が対象となります。補聴器につきましては、聴覚障害をお持ちで身体障害者の手帳の等級が2級から6級の方が対象となります。

手帳取得の人数は2級が13名、3級が15名、4級が11名、6級が38名の計77名でございます。

基準額の1割が自己負担となります。

障害者及び配偶者の所得に応じて負担上限額が設定しており、生活保護、住民税非課税の方はゼロ円。市町村民税課税の方は3万7,200円となっております。基準額は個人の状況によって異なりますが、補聴器の基準額は4万から8万円程度となっております。通常の使用で約5年間の支給対応年数となっております。手続は、見積書を添えて福祉課のほうに申請をしていただき、県の適格判定後に支給決定となります。その後、決められた負担額で補聴器が支給されます。過去5年間の補聴器支給は46件となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありますか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） ここでちょっと取り上げたいのは、身体障害者の手帳を持っていられない方は公的補助があるわけですが、国の補聴器購入への補助は加齢性の中と軽度の人には助成制度はないということなんです。

2015年に日本補聴器工業会が行った補聴器普及調査によりますと、デンマーク47%、ノルウェー42%とイギリス42%、ドイツ34%とかなり30%以上が多いわけですが、日本は13.5%にしか過ぎないということで、欧米の半分以下というふうになっています。

国立長寿医療研究センターによりますと、日常生活に支障を来す加齢性難聴者の割合は、70歳以上で男性は5人に1人、女性は10人に1人というデータがあります。このデータから見ると、加齢性難聴者の割合は、本町では男性は258名、女性は182名、合計440名が予想されるということです。

それで町長にお聞きをいたします。

加齢性難聴による機能の低下は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因となっております。現在では、鬱病や認知症の危険因子になることも指摘されております。補聴器の装着によって高齢になっても生活の質を落とさずに心身ともに健

やかに過ごすことができ、鬱病や認知症の予防になり健康寿命を延ばし、医療費の抑制にもつながります。ところが補聴器は1台5万円から30万円と高額のため、日常生活に不安を覚えながらも年金暮らしの高齢者にとっては経済的負担が大きくて、購入したくてもできない状況にあります。このような理由により、加齢性難聴者への補聴器購入の助成制度の創設が必要だと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（高木洋一郎君） 時間が残り少なくなりました。最後の答弁にしたいと思います。よろしいですか。

（「はい、もう1点」）

あと20秒です。続けてどうぞ。

○10番（笹渕賢吾君） 答弁までいいでしょう。

この加齢性難聴者への補聴器購入は県内では益城町そして長洲町がこの9月議会に提案されるということを聞いております。ぜひ、本町でも補聴器補助制度これを導入していただきたいと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を最後といたします。

執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

繰り返しになりますが、身体障害者手帳をお持ちの方への補助を現在行っているということで、それ以外、軽度と言いますか、加齢性難聴の方については行っておりませんが、やはりそのコミュニケーションが取れないとか、社会、家庭で孤立するということも不安視されると思います。

先ほど議員からお話がありましたように県内では益城と長洲のほうでこの制度を実施されているということを聞き及んでおりますので、先進地、お話を聞かせていただきまして必要性等を考慮して検討を進めてまいりたいと思います。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、笹渕議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時20分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木原議員の発言を許します。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

3番議員の木原泰代でございます。令和5年第3回定例会、一般質問の二日目、午前2番目の

質問者として登壇しております。

まず、傍聴席の皆様、本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。また、モニターにて御視聴の皆様には、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

今回、私は、和水町の認知症有病者の現状と取組について、和水町の妊産婦の健康状態と支援についての2項目の通告をしておりました。

まず、1項目め、和水町の認知症有病者の現状と取組について質問をさせていただきます。

和水町の認知症対策につきましては、第8期和水町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画書に現状と取組について記載され、計画に基づき事業を実施されています。そして、令和3年度から令和5年度の3年間の状況や各市のニーズ調査、法律の変化等を考慮し、現在、第9期の介護保険事業計画の作成に取り組まれています。

一方、認知症対策に関しての国の動きといたしましては、6月14日の参議院本会議で共生社会の実現を推進するための認知症基本法が成立し、公布されました。この法律は、認知症の方が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、具体的には総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置するということ。また、本部に設置された関係者会議において、認知症の方々、あるいはその家族の方の意見を聴取し、認知症施策推進基本計画の策定に当たること。

さらには、都道府県市町村に対しても認知症施策推進計画の策定の努力義務などが盛り込まれております。

高齢化の進展に伴い、認知症の方も増えていくわけですが、そうした高齢化が進む我が国において、認知症についての基本的な法律が成立したことの意義は大変大きいと考えております。そして、今後はその趣旨に沿って、認知症施策が一層推進されてくるところと考えているところでございます。

さらに国の動きといたしましては、認知症新薬の製造販売承諾を厚生労働省の専門部会が了承したとの報道もありました。今後、正式な手続を経て年内にも治療薬として保険適用される見通しとなっており、期待されているところであります。

このような認知症を取り巻く流れも踏まえまして、当町の認知症に対する取組について町民の皆様と共有すべく、お尋ねいたします。

質問項目1、和水町の認知症有病者数の現状と取組について。

要旨（1）和水町の認知症有病者数について問う。

要旨（2）和水町の認知症有病者への取組について問う。

要旨（3）和水町の認知症の予防と共生について問う。

1回目の質問の要旨は以上です。簡潔な答弁を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えいたします。

質問事項1、和水町認知症有病者の状況と取組について。

質問の要旨（１）和水町の認知症有病者の状況について問うについてお答えします。

日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究によりますと、65歳以上の認知症患者は2020年度に約602万人。2025年には675万人になり、有病率は18.5%で約5.4人に1人が認知症であるとの予想がなされています。

和水町の認知症有病者の推計でございますが、先ほどの第8期介護保険計画では、令和2年で870名、65歳以上人口の22%と推計しております。詳細につきましては担当課長より答弁いたします。

次に、質問の要旨（２）和水町の認知症有病者への取組について問うについて、お答えします。

高齢者の生活に関わる相談・支援は、地域包括支援センターで行っております。地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、主任介護専門員などの専門職を配置し、認知症のみならず高齢者の日常生活の中での困りごとに対応しています。

認知症の相談があった場合は、家庭訪問などで心身の状況や医療の状況、日常生活の状況などを把握して、医療や各種サービスなどの御提案をしております。

次に、質問の要旨（３）和水町の認知症の予防と共生について問うについて、お答えします。

認知症の予防につきましては、各種介護予防事業の中で取り組んでおります介護予防事業の一つとして、お茶の間筋トレ教室を町内57か所で展開しておりますが、足・腰などの筋力アップだけでなく、頭の体操として楽しくレクリエーションを行う中で、認知症予防もできる要素を取り込んでおります。

認知症発症の原因は、糖尿病などの生活習慣病の悪化に伴うことが多いため、若い世代からの認知症予防の啓発として、保健子ども課を中心に生活習慣病対策に取り組んでおります。

認知症となってもできる限り住み慣れた地域で、その人らしく安心して生活できるための取組としましては、認知症サポーター養成事業や見守りネットワーク協定などがございます。こちらにつきましても詳細につきましては、担当課長より答弁いたします。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） ただいまの木原議員の質問の要旨（１）認知症有病者の状況についてでございます。

国保・後期高齢者医療保険への加入者における認知症有病者数について申し上げます。

令和4年度のレセプトによりますと、認知症の診断のある方、40歳から74歳までの国保加入者で1,935人中21名いらっしゃいます。率にして1.08%となっております。

また、後期高齢者医療保険加入者2,337人中、317人いらっしゃいまして率にして13.56%となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） ただいま、住民環境課長の説明がございましたが、介護保険の立場から認知症の有病数について御説明をいたします。

令和４年度の介護保険状況から見ますと、介護保険認定申請総数は749件でございましたが、そのうち新規に介護申請されました159名について認定時の主治医意見書の診断名を集計しましたところ、第１位が認知症でありました。

具体的には、認知症は35名で全体の22%を占めておりました。その35名のうち30名が要介護１から３の認定になされている現状でございます。

以上です。

続きまして、要旨２の御質問、和水町の認知症有病者への取組について問うについて、お答えをいたします。

認知症の相談があった場合は、地域包括支援系の職員が家庭訪問等を行い、心身の状況や治療の状況、日常生活の状況などを把握して、基本チェックリスト、身体状況の確認表でございしますが、そちらを活用しまして必要な医療や各種サービスなどを調整してまいります。基本チェックリストで該当された方は、総合事業の中のデイサービスやヘルパー派遣につなげております。介護保険の認定が必要な場合には、申請の手続を御支援させていただいております。

認定の結果に基づき、ケアマネジャー等が計画を作成し、状況に合わせて介護保険等のサービスを調整しております。また、専門の医療機関への受診をお勧めしております。

診断を受けて認知症の症状が出ている原因を確定することで、認知症の種類に応じた適切な医療につなげられるようにしております。

その他の取組としまして、年４回ほど福祉介護相談会として認知症のある方やその家族を対象に、学習会や福祉用具見学会を町福祉センターで開催しております。

認知症の方を早期に発見して適切なサービスや医療につなげるために、地域包括支援センター支援系の職員の民生委員会定例会への参加や、駐在所や玉名署との連携会議を毎月実施し、早期の対応のため情報の共有を図っております。

また、なかなか医療やサービスの支援につながらない場合は、専門職チームによるアプローチ支援として認知症初期集中支援事業や地域ケア会議での個別検討会を開催して、適切な支援につなげるようにしております。

続きまして、要旨３の和水町の認知症の予防と共生について問うについて、お答えをいたします。

各種の介護予防事業として、お茶の間筋トレ教室活性化事業を行っておりますが、各教室のリーダーを対象に介護予防のために体力アップと認知症予防についての学習会を行っております。認知症となっても地域で共生していくための取組としましては、民生委員による見守り活動、金融機関や新聞社との見守りネットワーク協定、小中学校における認知症サポーター養成講座の開催、成年後見制度の利用促進事業、認知症予防や対応の理解を促すため出前講座を実施しております。地域の方々の認知症に対する対応方法や理解を深めていただき、互いに安心して生活できるよう取組を行っております。

また今年度から行方不明者搜索対策としまして、圏域共有の搜索アプリの導入を6月から行っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 和水町の認知症有病者数の状況について答弁いただきました。要旨1について再質問をします。

和水町の認知症の有病者はどの年代で発病されていますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 御質問にお答えいたします。

認知症の診断名がある介護保険新規申請者の先ほど申しました35名の方の平均年齢を見ますと、82歳となります。その数年前から少しずつ認知症の症状が出ておられたかと思われますので、70代後半から80代前半での発病が多いのではないかと推測しております。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 70代後半から80代前半での発病が多いのではないかと答弁いただきました。若くて、認知症と向き合っておられる方は先ほど21名と答弁がありましたが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） 先ほどレセプトをもとにした国保・後期高齢者医療の認知症有病者数を申し上げました。その年代別内訳を国保・後期の合計で申し上げますと、40代の有病者はおられません。50代がお二人いらっしゃいまして60代が9人、70代が38人というふうになっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 詳しい年齢ごとの答弁ありがとうございました。認知症にもいろいろな種類があると思いますが、和水町ではどのような種類の認知症が多いのでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 和水町の認知症有病者の方のどのような種類の認知の方が多いかという御質問でございますが、認知症の種類には、アルツハイマー型、脳血管性レビー小体型、正常圧水頭症と大きく分けて4つの種類がございますが、一般的にはアルツハイマー型が50%と言われており、和水町でもアルツハイマー型が多く見られる状況でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 一般的な統計と同じように和水町もアルツハイマー型が多いと答弁いただきました。

認知症に関する相談は主に地域包括支援センターの係で対応されていると答弁がありましたが、認知症に関する相談は月に何件くらいありますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 認知症に関する相談件数、月に平均すると何件くらいあるかという御質問でございますが、令和4年度は年間、統計によりますと16件と平均1.3件の相談があったという記録がございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 月に平均1.3人と答弁いただきました。地域包括支援センターの係では具体的にどのような相談の内容の相談がありますでしょうか。

介護保険計画の7期の計画の頃から認知症に対する支援が強化されていると記載があります。認知症は早期発見、早期治療、早期支援が重要と言われていますが、早期の相談につながりますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） どのような相談内容か、またどの段階で早期の相談につながっているかという御質問でございますが、日常生活に困った段階での相談が多い傾向にあります。

服薬管理や金銭管理がお一人でおできにならない、伝言をお忘れになるなど一人暮らしに不安がある場合に、家族の方からの御相談が多くあっている状況です。

早期の発見につながっているかということでございますが、早期に家族が気づいて相談される場合もございますが、家族様で何とか対応しようと頑張られて非常に困ってから御相談もございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 日常生活に困った段階での相談のほうが多い傾向にあると答弁いただきました。

先月の新聞報道によりますと、認知症の種類で多いとされるアルツハイマー病に対して新薬レカネマブが厚生労働省の専門部会で国内での製造販売を了承したとの報道がありました。認知症

の原因物質を除去する初めての治療薬となりますが、対象はまず、効果が認められた軽度認知症と認知症の前段階である軽度認知障害の人だそうです。その段階で薬を飲むと、認知症の進行を抑えることができると期待されているようです。

また、アルツハイマー病に限らず他の種類の認知症においても軽度認知症と認知症の前段階である軽度認知障害の段階で医療機関等につながると認知症の発症を抑えることができると言われています。

先ほどの答弁では、日常生活に困った段階での相談が多いという答弁でしたが、早期の相談につながるような啓発はどのようになされてますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 早い段階での御相談につながるように、どのように啓発をしているかという御質問でございますが、令和元年度から認知症ケアパスという認知症の症状や相談窓口、専門医療機関の相談などをどのような相談機関があるかといったことを説明したパンフレットを作成いたしまして、金融機関やスーパーなど誰でも目につきやすい場所に配置する取組をしています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 認知症ケアパスという認知症の症状や相談窓口、専門医療機関の紹介などを説明したパンフレットを通して啓発をしておられると答弁いただきました。

今後いろいろと新薬も出ましたし、認知症の情報も少しずつバージョンアップしておりますので、認知症のケアパス等の充実を図り、また活用し、啓発に一層尽力していただき、早い段階で相談や医療機関につながるよう体制整備をお願いいたします。

質問を続けます。

町立病院にできました物忘れ外来等も軽度認知症の診断やアドバイスをいただけるのでしょうか。現在の利用状況を教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

病院事務部長 高木君

○病院事務部長（高木浩昭君） ただいまの木原議員の御質問にお答えいたします。

町立病院では認知症の周辺症状やアルコール依存症の患者に対するための外来を令和5年2月から物忘れ外来、アルコール依存症外来ということで開始しております。診察は月2回第2火曜日と第4火曜日の午後2時から午後5時まで診察を行っております。

これまでの受診者の推移でございますが、2月が3名、3月が8名、4月が13名、5月が17名、6月が9名、7月が13名、8月が9名の7か月で72名の受診がございました。

物忘れ、記憶障害は認知症の最も基本的な症状の一つで物忘れ外来では、その人の物忘れが自然な老化によるものなのか、病的なものなのかを診断し、その病状に応じた適切な治療につなげ

ております。早期診断、早期治療により患者様とその御家族様が1日も早く穏やかな生活を取り戻せることを第一に対応しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 町立病院の利用状況について答弁いただきました。町内に相談・治療ができる拠点が増えたと理解しました。早期の相談・治療・対応で効果的な治療につながることを期待しております。

質問を続けます。

先ほど、和水町でも若年の認知症の方がいらっしゃると答弁がありました。若い認知症の方は、高齢者の支援と比べて介護の必要性に違いがあると思います。若い認知症有病者の生活を支えるようなサービスが少ないようにも感じますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 若年性認知症有病者の生活を支えるサービスについてという御質問でございますが、和水町では若年性認知症の方に特化した介護保険のサービスはございませんが、医療保険の通所のサービス等、福祉の係のほうと連携するなどして提供をしております。

また、熊本県の認知症コールセンターに若年性認知症支援の専門コーディネーターが配置されていますので、そちらを紹介したりしております。個々の状況に合わせて、医療や福祉のサービスと連携して提供しております。町にないサービスは、広域での支援も必要と考えております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） 木原議員、今、要旨の1番ですよね。取組については、2番目になりますので、1番ですよね今。

ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） すみません、要旨の2の認知症有病者への取組についてです。

先ほど福祉課長より答弁がありました。個々にあわせて医療や福祉のサービスと連携をして町にないサービスは広域での支援も検討し、支援を行っていきたいという答弁がありました。答弁にありましたように広域においても課題は共通なものがあると思いますので、課題を共有し支援の充実に努めていただくよう連携をお願いします。

要旨3、予防と共生について質問をいたします。

介護予防事業の柱でもあるお茶の間筋トレは認知症の予防の視点でも、事業の組み立てをしておられると答弁をいただきました。体操を通して血液の流れをよくして、認知症の予防に効果があると言われている二重課題の取組も実施され、頭と体の体操になっていると私も藤田区で参加して感じております。

老人会を中心に始まった事業ですが、区の協力も得て長い地区だと20年近く継続しております。

しかし、昨日の答弁ではコロナも関係し、また中には高齢で参加が難しくなって継続に苦慮をしておられる地区も多いと思います。継続に向けて課題や工夫しておられることがあれば教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） お茶の間筋トレ教室の継続に向けての課題や工夫をしている点の御質問でございますが、課題としましては議員もおっしゃられたとおり総参加者数の減少がございます。

先日の答弁でも申しましたが、平成26年は630名を超えるほどの参加人数でございましたが現在は346名となっております。介護予防の必要性をより理解していただくためにお茶の間筋トレ教室活性化事業を地区のリーダーの方を対象に毎年実施をしているところでございます。参加者の増加を図るために男性だけの教室の実施や地区の公民館以外の公共施設での教室開催などに取り組んでおります。

また、年に1回、全員の方に体力測定をしていただき御自分の体力の状況を客観的に確認をしていただき、維持ができていることに意欲を持っていただけるよう意欲向上につながる工夫をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） お茶の間筋トレ教室活性化事業や男性教室の実施、年に1回、体力測定を実施し、体力アップの状況が客観的に確認できるよう工夫しておられるという答弁でした。今後も事業の効果等を検証しながら効果的な事業継続になるようお願いいたします。

質問を続けます。

認知症になってもできる限り住み慣れた地域でその人らしく生活が続けられるようにと、町の考えは分かりました。和水町では、認知症の一人暮らしの方も増えてくると思われます。地域の見守りに関して何かお考えはありますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 地域の見守りに関しての取組の御質問でございますが、地域や近隣とのつながりの中で、見守りや声かけをしていただくのが何よりもその高齢者の方の支えになるかと思えます。

今年度は地域福祉計画を策定中でございます。その策定の中で、地域からの御意見を聞く機会がございますが、地域の中にもそのような見守りが必要という声が上がっております。体制整備を係とともに準備をしていきたいと思えます。

また、民生委員会活動の事務局でもあります社会福祉協議会とも連携をして、事業の実施に努めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 地域の見守りの体制が充実するよう各機関や地域福祉課計画の策定においても検討するとの答弁でした。よりよい体制の構築に向けて検討を重ねて計画の中にも位置づけてください。

質問を続けます。

和水町見守りネットワーク協定が結ばれていることは、広報や社協だよりで把握しておりますが、認知症の支援にも効果がありますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 和水町見守りネットワーク協定の実績はという御質問でございますが、熊日の新聞センターより郵便物が数日たまっています、電気がつきっぱなしの状況ですなどの情報があり、社会福祉協議会で訪問をして確認をしたところ、御入院であったり子ども様のお宅に長く滞在されていたりという事例がございました。中には民生委員の方が訪問されたところ具合が悪くて倒れておられたところ、すぐに救急車の手配をして搬送されて大事に至らなかったというようなケースの報告もあっております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3 番（木原泰代君） 認知症の有無に関わらず有意義であるということが理解できました。今後、和水町の現状を共有し効果的な見守りネットワークの事業の充実をお願いいたします。

質問を続けます。

行方不明防止対策について先ほど簡単に説明をいただきましたが、もう少し詳しく教えてください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

福祉課長 前田君

○福祉課長（前田洋子君） 行方不明者防止対策についてということで、先ほど少し申し上げましたが、今年の6月から行方不明者検索アプリの運用というのを開始しております。行方不明の可能性のある方と検索の協力者というのを事前に登録しておくことにより、いざ事案が発生した際に登録者へ情報が発信され、発見が早期にできる手助けになるというものでございます。これは玉名市、玉東町、南関町、和水町で情報を共有することができます。より広範囲での情報収集が可能となります。現在登録申請の手続を準備しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3 番 木原君

○3番（木原泰代君） 行方不明捜索アプリの運用については、登録申請の準備を進めていると答弁をいただきました。準備ができましたら周知を進め、必要な方が登録できるように支援をお願いいたします。

最後に町長にお尋ねをいたします。認知症の対策について今後、和水町で強化したいと考えていることがあれば、お答えください。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えいたします。

まず、認知症は誰にでも発症する可能性がございます。町民の皆様が認知症を予防して健やかな生活を送れるように様々な予防事業、これまでどおり継続して実施してまいりたいと考えております。認知症になっても安心した暮らしを送っていただけるように、早期発見し進行を遅らせる適切な医療につなげていくとともに地域の見守りネットワークや、様々な機関と連携して認知症であっても御不安なく生活できるよう努めてまいりたいと考えております。まさに認知症の予防と共生に努めてまいる所存です。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 認知症の対策の取組が一層進むことを期待しまして、1項目めの質問を終わらせていただきます。

続きまして、2項目の質問をさせていただきます。

7月1日和水町は、子ども子育て応援宣言のまちを町内外へ発信されました。今年度から始まった子育て応援プランと併せて町内外から多くの反響があっていることと思います。応援宣言の内容を確認してみますとこのように書いてあります。

和水町は、子どもを安心して産み育てることのできる環境、子どもたちが確かな学力を身につけることができる環境、子どもたちが元気いっぱい遊ぶことのできる環境をつくり地域全体で子育てを支えるまちを目指すとし、次の4項目が示してあります。

子どもたちの健康を守り、安全で安心な環境をつくります。

子どもたちに優しく、子育てを支える環境をつくります。

子どもたちが、よく遊び、社会性を培う環境をつくります。

子どもたちの可能性を伸ばし、生き抜く力を育むことができる環境をつくります。

そして今後も子育ての取組をより充実すると宣言してあります。宣言中の文書には、子育てするなら和水町とも記載され、発信されております。本当に和水町に住んでよかったと実感できるまちになるよう、地域全体で子育てを支えてまいりたいと思います。

さて、ここで子育て応援宣言にあります子どもの命の始まりについて考えてみたいと思います。

命の始まりの人の受精卵の大きさは、約0.1ミリ程度でシャープペンでぽんと印をつけたくらい大きさだと言われています。0.1ミリの受精卵が細胞分裂を繰り返してお母さんの子宮に向

かつて移動し、約38週間お腹の中で成長します。この間、お母さんの体は様々な変化が生じます。妊娠中に特定の病気が発症することもあるようです。また、胎児が成長できるためには、胎盤内に血液がたつぷりあって、血液中に酸素と栄養が十分にあることが大切です。血液中の栄養状態はお母さんが食べたもので変化しますので、妊娠中お母さんは食事等にとっても気をつけられます。そして、それらができるように家族や医療機関や助産院や行政の支援が必要になってきます。

2項目めの質問は、子どもの出発点でもある健康な子どもを産み育てるお母さんの健康にスポットを当てて質問をします。

質問項目1、和水町の妊産婦の健康状態と支援について。

要旨（1）妊婦健診等から分かる妊婦の健康状態と支援について問う。

要旨（2）産婦の健康と支援について問う。

2回目の質問の要旨は以上です。簡潔な答弁を求めます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の2、和水町の妊産婦の健康状態と支援について。

質問の要旨（1）妊婦健診等から分かる妊婦の健康状態と支援について問うについてお答えします。

和水町では、母子保健法第13条の規定に基づき町内にお住まいの妊婦の方が安心して出産を迎えられるよう定期的な妊婦健診費用を助成しております。

具体的には、熊本県医師会及び福岡県医師会と委託契約を行い、各妊婦の皆様に対して14回の健診費用を助成するものです。妊婦の健康状態と支援についてですが、本町では医療機関から送付されてくる健診結果から妊婦の健康状態の把握を行っております。その中で、特に高血圧や貧血などがある妊婦に対して、保健師や栄養士が保健指導・栄養指導を行い出産までの母体の健康管理を行っているところです。

特に配慮を必要とする方には、電話などで相談に応じているところですが相談内容も多岐にわたり、健康面だけでなくメンタル面での相談にも丁寧に関わり、必要な支援につなげているところです。

また、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と併せて、妊娠時と出生後にそれぞれ5万円を給付する出産子育て応援ギフトの経済的な支援も実施しております。令和5年度8月末時点で28名の方に給付しております。詳細につきましては担当課長より答弁いたします。

次に、質問の要旨（2）産婦の健康と支援について問うについてお答えします。

出産後の産婦の健康状態ですが、大半の方は無事出産され母子ともに健康な状態で退院されます。しかしながら、妊娠中から継続して高血圧の方、初めての出産を経験され精神的に不安定になる方も少なくはありません。特に、初めて子育てをされるお母さんの中には子育ての不安、核家族化、コロナ禍による孤立などからストレスを感じている方も多いと認識しています。

このような状況を踏まえ、本町では安心して子育てできる環境づくりとして出生後1か月健診を受診された方を対象に家庭訪問を実施しており、赤ちゃんとお母さんの健康状態や子育ての状況を把握し、必要な支援を行っております。

また、令和5年4月より出産後に育児の不安や支援を必要としている方に安心して子育てができるよう、産後のサポートの一つとして産後ケア事業を実施しており、和水町にお住まいで産後1年未満のお母さんとその子どもさんが対象となっております。

主な内容として熊本県助産師会の助産師が中心となり、町の保健師、栄養士などの専門職と一緒にお母さんの心と体のケア及び沐浴や授乳などの育児指導、赤ちゃんの発育状況の確認などを毎月1回実施しております。詳細につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長（高木洋一郎君）

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 木原議員の質問要旨1、妊婦健診等から分かる妊婦の健康状態と支援について問うの御質問にお答えいたします。

妊婦健診の主な項目は、血圧や血液、尿検査などの妊婦さんの健康状態と赤ちゃんの発育状況を確認するための基本検査となっております。この検査から貧血、高血圧、尿糖などが確認された妊婦さんに対して、保健師や栄養士の専門職が直接関わり食事や保健指導を行っているところです。

また、生活習慣病や家庭環境、メンタル面での支援が必要なハイリスク妊婦の方については、保健師・栄養士が電話、それから自宅に直接訪問して、妊婦さんの状況を確認しながら医療機関につなげるなど安心して出産できるよう継続的な支援を行っているところです。

続きまして、質問の要旨2、産婦の健康と支援について問うの産後ケア事業についてお答えします。

産後ケア事業につきましては、令和5年4月から三加和公民館内の保健センターで毎月第4金曜日に開催しております。8月末時点では、現在28名の方がこの事業を利用されております。

内容としましては、お母さん方の個別相談はもちろん、月ごとにテーマを決めており興味のあるテーマがあれば事前に申請をしていただいて参加していただく流れになっております。中でもベビーマッサージ、それから卒乳についてのテーマが人気のようです。

また、和水町の食生活改善推進員の方々にも御協力をいただいております。毎回参加されるお母さん方へ手作りのおやつを提供していただいております。利用料金につきましては、課税世帯1回500円となっております。

そのほかの産後の支援としましては、子育ての知識の学習を通して親子の絆を深めることを目的としていますBPプログラムなどを開催しております。対象者は、第1子の赤ちゃんを育てるお母さんで、参加されたお母さん方との仲間づくりにもつながっております。

以上にです。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 妊娠期の健康状態を丁寧に把握され、必要に応じて支援されていると答弁がありました。熊本県は妊婦健診のデータがきちんと市町村にお返しされます。産科医療機関での指導状況を確認しながら必要があれば町での指導も行い、産科と一緒にって妊婦さんの健康を支援し、安心して出産ができるようお願いいたします。

また、妊娠期の健康は今後のお母さんの一生の健康のリスクをも教えてくれるとも言われています。お母さんの健康の一生を視野に入れて、健康の支援を継続的にお願いいたします。

そこで、要旨1に対して再質問をしますが、妊娠期のお母さんの支援で今後強化が必要だと考えていることがありますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの木原議員の御質問にお答えいたします。

安心して出産をしていただくためには、妊婦健診の結果などから専門職が面談を行い、それから健康状態をきちんとフォローできるような妊婦さんに寄り添った支援の強化が必要だと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 妊婦健診の結果等から専門職が面談を行い、健康状態をきちんとフォローできるよう、妊婦さんに寄り添った支援の強化が必要との答弁をいただきました。そのような支援ができるよう、マンパワーの確保等体制の整備をお願いいたします。

質問を続けます。

コロナ禍では、産科での母親学級が少なかったと思います。もう通常どおりに行われるようになっているのか、どうでしょうか。また、妊娠期の母親学級、両親学級の開催は参加それぞれで取組が違うようにも感じます。

そこで質問ですが、現在、町での母親学級や両親学級はありませんが開催の要望等はありませんか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 現在妊婦さんから母親学級等の開催の要望は現時点では受けてはおりません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 現時点では希望はあっていないというふうな答弁でした。先日お会いした経産婦さんですが、第1子の妊娠中にお住まいであった市での母親学級、両親学級を受けて母乳保育や子育てに関する考え方の基本ができたとお話されました。町にあればいいなとお話され

ましたので、お尋ねをしたところです。

町は妊婦さんと全員面談されますし、今後、妊婦さんの要望等を確認しながらまた、産科での開催状況等確認しながらにはなりますが、学級等の開催が必要と判断すれば検討していただきたいと考えます。

産後ケアで貢献していただいている熊本県の助産師会や介護助産師さん等の応援を得るのも一つの方法だと考えますがいかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 母親学級を開催するに当たっては、今現在の妊婦さん、お仕事をされている方も多く見受けられるような状況です。母子手帳交付時の妊婦さんの面談の中で、この町での母親学級等のニーズがあれば、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 妊娠期の支援が充実するために必要があれば、継続した検討をお願いいたします。

要旨（2）について再質問をします。

先ほどの答弁に、産後ケアが始まったとの具体的な答弁がありました。私は広報なごみを見て、7月28日金曜日の産後ケア事業に参加させていただきました。当日は予約された6名の産婦さんとお子様の参加があり、熊本県助産師会の助産師さん2名と役場の保健師さん、会計年度職員の助産師さん4名が対応されていました。

産後の体調の聞き取り、体のバランスのチェック、乳房の手入れ等が行われ、卒乳についての講話と座談会もありました。とてもよい雰囲気の会で内容も充実しており、開業助産婦さんの活用でよい産後ケア事業のスタートが切れたなと感じました。よりよい事業となるためにアンケートもとっておられました。

まだ始まったばかりの事業ではありますが、アンケートの意見も踏まえ、事業の充実のために考えておられることはありますか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 木原議員の御質問にお答えいたします。

まず、産後ケアに必要な助産師等の確保が一番かと思います。併せてお母さんが育児等で孤立しないためには、地域の母子保健推進員さんにも御協力をいただいて妊婦さんとなつなげていきたいと考えています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 産後ケアに必要なマンパワーの確保、母子保健推進員さんの活用等を考えておられることが分かりました。よりよい事業になるよう検討を続けてください。

7月の会の助産師さんのお話の中で、乳腺炎のときの乳房ケアやおっぱいを卒業するときの管理が大切なことを再度学習しました。ちょうどそのとき、参加のお母さんの中に乳腺炎で助産院に5回通い乳房のマッサージを受けてきたというお話をされていました。回数が重なると金銭的な負担もあったとお話されました。お子様の吸う力やお母様の体調もあり、初めて乳腺炎を経験したということでした。

昨年も一般質問で提案させていただきましたが、熊本市や南阿蘇村では産後ケアのメニューの中に乳房ケアの通院に関しても助成があり、産婦さんは助かっているというお話も聞きます。今後、産後ケアで通院等に関する助成等のメニューを追加するお考えはありますか、お尋ねをいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） ただいまの木原議員の御質問にお答えいたします。

熊本県内でも幾つかの市町で、この産後の乳房ケアの通院に係る助成が実施されていることは今認識をしているところです。本町の産後ケア事業は、今年の4月から新規事業としてスタートを切りました。本年度は、お母さんの心と体のケアを図るため個人への助成ではなく、まず、お母さん同士の仲間づくりの場を目標に計画を立てております。乳房ケアの通院の助成等につきましては財政面等を踏まえ、今後参加された方の要望等に応じてまた検討していく必要があるかと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 新鮮な質のよいお乳を飲ませるためにもマッサージは欠かせませんし、卒乳の方法についても指導をしていただいたほうが、次の育児のときやお母さんの一生の乳房の健康管理のためにも必要だということを学習したところです。町の財政やお母様方の要望等を把握しながら産後のかかりつけの産科・助産院の通院に関する費用の助成についても検討を深めていただくことをお願いいたします。

担当課は多くの事業を抱えておられ大変かと思います。他市町の取組を参考にしながら少しずつ前進してほしいと思います。

時間が少なくなりましたので早足でかけます。

要旨2について、生まれてから家庭訪問をしておられると思いますが、お母さんの健康状態で育児に支援が必要なお母さん等ありませんでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。簡潔な答弁を求めます。

保健子ども課長 宇野君

○保健子ども課長（宇野貴子君） 木原議員の御質問にお答えします。

支援が必要なお母さんという御質問なんですけれども、第1子を出産されたお母さん方の中には、育児に対する不安からメンタル面での不調あたりが見られます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

簡潔明瞭な質問・答弁を求めます。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 他市町では、お母さんの健康等で病院や助産院に宿泊できる制度があります。現在の制度は、所得の制限があつてほかの市町村とかに聞いたら使いにくいということでしたが、8月13日の熊日新聞では制限を取り払うような国の考えがあるとの報道が出ておりました。宿泊制度についても、国の流れやニーズを確かめ事業化の必要があるときは検討をお願いいたします。

質問を続けます。

男性の育児休業の取得率が2割を超えたという熊日の報道がありましたが、今、町の状況はいかがでしょう。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいま町内の育児休業の取得状況の御質問だったと思います。

実はこの件に関しましては、町全体のことはアンケート等実施しておりませんので把握はしておりません。そこで町の職員につきましては、法改正とともに条例のほうも改正しまして、現在法改正の後、男性職員が15名が該当しておりました。そのうち5名がこの制度を取得しておりますので、現在町職員の取得率としては33.3%と把握しております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

3番 木原君

○3番（木原泰代君） 本当はここで長洲町で始まっているパパの育児休業応援する長洲町男性育児休業取得促進奨励金の事業について町のお考えをお尋ねするところでしたが、また、次の機会にさせていただきます。

夫婦で楽しい子育てをするためにも、男性と女性の育児負担の標準化や男性の育児参加を促進する取組も検討しながら、妊婦さん、産婦さんの支援をお願いしたいと思います。すみません、最後、駆け足になって、申し訳ありません。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 以上で木原議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時55分

再開 午後2時58分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、竹下議員の発言を許します。

8 番 竹下君

○8 番（竹下周三君） 8 番、竹下周三です。9 月定例会の一般質問、最後の登壇であります。しばらくの間、時間をいただきます。

連日暑い日が続いております。私は年齢のせいか体力のせいか夏を乗り越えることの大変さが年を過ぎるごとに増しているように感じております。

このように暑い中、議会聴講においでの皆様、また、モニター越しに聴講をいただいている皆様、ありがとうございます。

一般質問は住民の声を代弁するとよく申しますが、当然そのとおりであります。自分のこれまでの生き様、自分の置かれた立場、地域の環境、自分の思いの中に住民の声を受け入れてよくかみ砕いて、和水町の明るい未来のためになるのかということを考えて発言をしまいたいと思っております。

和水町全体の議員であるということを念頭に置いて、質問をさせていただきます。

それでは、会議規則第67条2項の規定により、質問を始めたいと思います。

質問事項、町政運営について。

要旨1、副町長の選任について町長の思いをお尋ねします。

2、職員の意識改革と組織マネジメント力の向上についてお尋ねいたします。

3、町長のトップセールスについてどのように捉えられておられるのかについてお尋ねしたいと思います。

以上、3点につきましてはここで伺いますが、答弁は簡単明瞭にお願いいたします。

質問事項の2からは質問席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の1、町政運営について。

質問の要旨（1）副町長選任について問うについてお答えします。

昨日の答弁と重複しますが、副町長については松尾前副町長が昨年6月末で退職された後、1年2か月余り不在の状況です。副町長は、地方自治法第167条において、町長を補佐し町長の命を受け、政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、町長の職務を代理すると規定されています。

現在、自治体の政策・企画・事務に精通した適任者を探している状況であり、見つかり次第選任を行いたいと考えています。また、御心配をおかけしておりますが、この不在の間、私が副町長の職務を遂行しておりますが、総務課長をはじめ各課長の協力により行財政運営が滞ることなく進められてきたと認識しています。

次に、質問の要旨（２）職員の意識改革と組織マネジメント力の向上について問うについてお答えします。

人口減少や少子高齢化が急速に進み、公務員のなり手の減少も進んでいる状況の中で、和水町が将来にわたり必要な行政サービスを提供していくためには、職員の意識改革や組織マネジメント力の向上は、重要事項の一つと捉えています。そのため、本町では職員の意識改革、能力開発を積極的に行うことで、限られた人員の中で一人一人が、能力、可能性を十分に引き出し、活躍していけるよう人材育成基本方針を策定し、これに基づく人材育成施策を推進しています。

人材育成のための諸施策としましては、階層に合わせた職員研修、それと人材育成型の人事評価制度などがございますが、特に今年度は12人の新規採用職員が入所したことから職員研修制度を中核に据え、新規採用職員向けに毎月１回内部研修を開催しています。

目的としては、新規採用職員の和水町に対する愛着心の向上や、必要となる知識の早期習得、同期のネットワーク強化ですが、新規採用職員だけでなくそれを指揮する若手中堅職員の意識改革や能力開発にもつながるなど副次的効果も上がっているところです。

また、課長職の部下を育成・支援する力、能力、組織マネジメント力の向上を図るため、人事評価制度などに関連づけ、課長職を対象にした研修、課長職の自覚と必要な基礎知識・技能を習得するための研修を強化してまいりたいと考えています。

次に、質問の要旨（３）町長のトップセールスについて問うについてお答えします。

トップセールスにつきましては、自治体のトップとして和水町の振興を図るため、企業誘致や地域のイメージアップ、観光、地域の特産物の販売促進など様々な機会を設けて取り組んでおります。

公務での上京の際には、和水町の抱える課題の解決につなげるべく国会議員の先生方への要望や陳情、企業や県事務所などを訪問し企業誘致や和水町の特産品の販路拡大に向けたPRを行っております。

中でも石井食品株式会社様とは、和水町の特産品を使った商品の開発や販売に向けた包括協定の締結に向け、現在協議を進めています。

また、世界的な半導体メーカーである台湾のTSMCの熊本県の進出を契機に、県内では台湾との交流が活発化しており、和水町も昨年12月1日から3日にかけて台湾宜蘭県礁溪郷へ視察訪問を行い、期間中に開催された祭りの会場では挨拶の場を設けていただき、三加和温泉や和水町のPRを行いました。今後は友好都市として、和水町の農産物の販売や温泉などへの観光客の誘致につなげていきたいと考えています。

また、和水町において貴重な財源であるふるさと納税につきましては、今後様々な方面で町の活性化につながる重要な施策に活用したいと考えています。

今年はふるさと納税事業を日頃から支えていただいている地元の生産者や事業者の皆様と意見交換を行い、貴重な御意見をいただきました。今後さらに、このふるさと納税事業に力を入れていく必要があると認識しております。

7月には山鹿市と和水町の定住自立圏の取組として、両地域の特産品であるタケノコを使った

商品を開発し、販売を開始いたしました。今後も関係団体とさらなる連携を図りながら、タケノコ、新商品のPRをはじめ、新たな食材での新商品の開発など定住自立圏の取組を拡大しながら本地域の農業振興を図ってまいります。

就任から1年4か月あまり、様々な会合、イベントに積極的に参加し和水町のPRを行っています。今は、種をまいている段階かと認識しておりますが、この種が芽吹き大きな花を咲かせるよう今後もしっかりと和水町の発展のため、まちの魅力を町内外へ発信し、企業誘致や和水町のイメージアップ、観光特産品の販売促進など積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 答弁ありがとうございました。

まず、最初の副町長選任について再度、質問をいたします。

先日の議員の質問とかぶっておりまして、答えは全く同じでございます。私も、もうその答えを聞いておりまして、その一步先を伺いたいなということで考えておったわけでございますけれども、副町長選任につきましては、我が町が私の知ってる範囲ではやはり選任ができない議会との不調和でできないような時代もございました。いろいろな状況の中でこの十数年、和水町三加和町から菊水町それから合併して和水町ということでやっておりますが、選定中であると適任者がおられた場合にはお願いをしたいと、また議会のほうにお願いをしたいということでお話だったと思いますけれども、前回私も質問しましたが誰かの質問の中でも、県のほうにちょっと打診をしているというようなお話もちょっと伺ったこともございますが、県のほうに伺いをしたという副町長選任案だろうと思いますけれども、その経緯について、もしお話いただけるようであれば、お伺いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

まず、副町長の選任につきましては、町政運営を行う上で、町内に住所を有する方が基本であると考えております。そんな中で国や県の職員の方々は、地方自治の事務の能力に大変優れており、派遣いただくことになれば国・県と和水町の橋渡し役としてはもちろん財政・企画への考え方、政策等の考え方、進め方を間近で学ぶことができ、職員の能力向上にも寄与いただけるのではないかと考えたところです。

以前、非公式にお話をしたところでございます、県の方に。それで現在、あくまで非公式での接触でございましたので、まだ正式にお願い等をしているわけではございません。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 先日、今日のお話を伺って私が一步踏み込んだお話を伺いたいというこ

とは、現実的にはやはり選任中であると、適任者がおられたら副町長をお願いしたいということ
はもうよく分かりますけれども、その以前にどうしても必要だという意味があるのかなのかと
いうところに行き着くのではないかなと。そういう状況のときにやはり、石原町政の強みと弱み、
弱点を分析されておられるのか。その辺がどのように副町長選任に影響を及ぼしているのかにつ
いて、何か感想がありましたら伺いをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 質問にお答えします。

県内の副町長の選任の状況を参考までに、県内31町村ございまして、17の町村で副町長・副村
長が置かれております。14町村については不在ということになっております。その14町村の中
でも5団体においては、もう条例の中で副長・村長は置かないという条例を制定されておると
ころです。

まず、私の経歴としまして行政の職員出身であるということで、広く行政について知識がある
と思ひまして、この1年4か月は過ごしているところです。副町長を選任するに当たっては、こ
れから和水町が発展させたい・強化していきたい分野の専門、詳しい方というのが一番適任であ
るというふうに考えておりまして、そこを今探っているところでございます。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 要約しますと、ある程度の経験があるということでその辺は専門的な分
野の協力いただける方に検討を進めたいということだろうと思います。

その次の職員意識改革云々の質問にも関連してきますけれども、やはり、職員と町長の関係性、
議会と町長との関係性、その辺を連携を良好にするという意味合いでは私はその状況をどうい
う方というのは別にして、やはりやっぱり一日も早く選定をいただいて、強固な体制をつくって
いただくということを望みたいと思います。

この案件につきまして、いろいろ申し上げても私どもが、これは余談になりますけれども、や
はり現時点で、明らかにこれが問題があるから副町長おらんけんこういうふうになってますよと
いうような事例はありません。ですから、あくまでも一歩先、いい方向に町を運営していただく
というために申し上げているというふうに理解をいただいて次の質問に移りたいと思います。質
問も答えは要りませんので。

次の2番目、職員の意識改革と組織マネジメント力の向上についての2回目の質問をさせてい
ただきます。

令和4年の6月定例会におきまして私は同じような健全な職場環境のために必要なことを伺っ
たということで、そのときの答弁が今日と同じようなお答え云々いただいておりますが、その中
で安全衛生委員会の設置ということで、そういう組織をつくって委員長は当時、副町長ですとい
うことで説明をいただいておりますが、その案件につきましては今どういうふうになっておりま

すでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの竹下議員の安全衛生委員会についての御質問にお答えいたします。

今御質問の御指摘のとおり、条例では委員会の委員長は副町長ということになっておりました。しかし今、副町長が不在ですので総務課長である私のほうが代理で委員長のほうを務めまして、衛生委員会のほうを開催をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 私はそのときも全く同じような質問の流れの中で申し上げたと思いますけれども、やはり講習会であったりIT化、いろいろなお話がありますけれども、やはりその中で一番大事なのは町長と職員であったり、総務課長と職員であったりということで、この人間関係が一番大事だろうというふうに僕は申し上げた記憶があります。その中で、やはり先ほど出ておりましたが、教育委員会のほうからも出ておりましたけど報連相がうまくいったとかそういう話もありますが、やはり基本の基本は人間関係と報連相、何でもかんでもやはり報告をする、きちっとした密のある人間関係を築く、信頼を持った関係性を築く。そこからその次の段階に入っていくのではないかなと私は常々思っております。そういう意味も含めて、そこにやはりこの一つ一つの状況について申し上げることはしませんけれども、もう一度同じことではありますがその信頼関係を大切にやっていただきたいと思いますと思います。

その中でもう一つ、2番目の改革マネジメントになりますけれども、先日来、お話をいただいておりますが行政地区担当職員制度、これも説明をいただいて私どもも伺っておる。これは説明もいただいておりますけれども、そのとき、5年の6月、前々回か、6月の一般質問の中で町長から自分から提案をしまして、自分の発案でやりよりますと。課題を解決するため地域に根ざした職員を育成する、職員の皆様と議論を交わしながら進めるというお話をいただいておりますが、この行政担当制度がどのように今進んでおりますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの行政地区担当職員制度についてお答えしたいと思います。

この制度に関しましても、令和5年度4月に区長会等で御説明しまして議会と説明しまして、実質的に7月1日ぐらいから各担当職員のほうがはりつけをしております。今現在は各行政区に一人ずつはりつけプラス係長、もしくは課長たちは2つか3つぐらいの区を、その担当の上の担当ということでしております。しかしながら、まだ3か月程度、実際動き出しまして実際動いている地区とまだあの顔見せが終わった行政区ということで動きはまだ出ておりませんが、今度9月の末に区長会のほうが計画されております。その中でまた各区長様とかと話して今後よき動き

がまだ目に見えて動いておりませんので、区長様の御意見とかまた職員からどんな感じかというアンケートを踏まえました上で、この行政地区担当職員制度を確立して有効に活用していきたいと考えております。今のところはまだ手探りの状態であります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 行政地区担当職員制度について意見といいますか、私なりの思いをお話させていただきますけれども、とてもいいことでいい発案といいますか、いいことだろうと思いますけれども、やはりこれには職員の負担、思いの負担、時間的な労働とかそういうのもありますけれども、やはりプレッシャーです。その辺もかなりやはり考慮していただいて、なかなかやはり地域の方々に溶け込むとか、地域のいろんな方でお話するときにはやはり役所で味わうことのできないやはりプレッシャーがあるというふうにそれはもう私も思います。そういうことも考慮しながらやはり課長さんであつたり、上司の援助、それにプラスアルファで若い方々のそういう入り込みということをしっかり考えていただいて、ちょっと時間がもうあんまりございませんので、いっぱい聞きたいことあつたんですが、先ほどお話があつたように、今からということでございますので、その辺も考慮していただいて若い職員が喜んであの会合に行きたい、あの祭りには行きたい、あそこのことなら喜んで仕事をしたいというような空気づくりをしていただければありがたいなというふうに思います。もう時間がございませんので3番目のほうに。

フレックスタイム制というのを運用するということで説明をいただきました。これにつきましてもこないだお話をいただいたばかりで私どももその内容が詳しく理解しておるわけではございませんけれども、これもやはり考えようではすばらしい企画、考え、職員の仕事の改革の在り方だろうと思いますけれども、一つ考えると、課長にこびらんならということば聞いてもらわれんとか、そういう逆の心配も出てくるというふうに思います。だからその辺の制度的なもの、そしてあくまでも取りやすい、そういう制度を活用しやすい空気をつくってあげないと幹部から見ればこういう制度があるけれども取らんとたいということではやはり意味がないと思います。やはり、積極的に前日から予定が入れてするというふうにこないだ説明がありましたけれども、1日7時間45分を主眼にするということはもちろんそれは当然でしょうけれども、育児対応、高齢者の介護しているおじいちゃん、おばあちゃんの対応ということであれば、1週間前から2、3日前から分かつとる事案というのはなかなか少ないと思います。もうそのときです。あいちゃと言ったときにはもう時間切れだから今日はその制度は取れないというようなことがあるかもしれません。だからそういうことにも対応できるような許容量を持って、もうこのフレックスタイムについては私の意見だけで終わらせていただきますけれども、大きな度量をもって対応していただきたいと、そして職員が本当にこれがあつたから助かったということが何例か報告いただけるような制度にしていいただきたいというふうに個人的に思います。

それとこれはちょっとどうしても伺いたいと思っておりますけれども、今度12名新規職員が採用されておるということでお話がありましたが、望むこと、1つ、2つ何かございましたら、町

長の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） ちょっと鉛筆で書いてたのがあるので、読んでよかですか、すみません。職員には、町民感覚、業務処理能力、チャレンジ精神、使命感・倫理感、チームワーク志向、この5点を兼ね備えた職員を目指すこととし、日々の業務・研修などを通して意識改革に取り組んでいただきたい。そして町民の皆様の福祉の向上につなげてまいりたい、そう考えております。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 何も申し上げることがないぐらいすばらしい下書きの読み上げでありがとうございました。いやもう、そういうことです、本当に。和をもって和水町のために一丸となって頑張るぞという、そこが一番だろうと思います。

3番目は、まだあれしておりませんでしたね。町長のトップセールスについての追加の質問をさせていただきます。

先ほど来、町長のほうから町長の思われるトップセールスについての説明がございました。もちろん企業誘致であったり、県とのアピール、強靱な移住者の誘致パイプとなるとかそういうのはもうもちろん当然ここで議論する以前の問題でこれは当然だろうと思います。これはもう何も申し上げることはございませんけれども、私この中で一つだけ町長に申し上げたいというのが、実は先日、これ皆様も御承知の話だろうと思いますが、J A玉名の三加和支所発想で次世代の総合点検アンケート調査というのが出ておりまして、もちろん私たちの地域でも同じですけども、農業者年齢、和水町におきましては50歳以上が92%、60歳以上になると75%、10年後展望はどうですかというお尋ね。これJ Aさんのアンケートですのでこれは多分間違いない事実だろうと思いますけども、10年後の展望、耕作放棄地増加、高齢化、有害鳥獣の増加、地域農業の維持発展については担い手、地域営農組織へ地域集約が42%と最も多く、地域の担い手や地域の営農組織への農地集約が42%と、これ一般の方がそういうふうに思っておられるわけです。新規就農若手担い手、地域外への就農委託するというのが挙げられております。

これは、農家の思いであります。私たちは今、地元で営農組織を組織しましてどういう形でやっていこうかということで、今ずっともう2年3年議論をしながらやっておりますけれども、営農組織に42%も期待をされて、ここに預けます。Aという組織とします。Aに預けますということがみんなあそこに預けるけん、大丈夫と思われたら困るんですよ。そのAというAの組織もたっていかならやっちゃいかれんとですよ。やはりそういう状況で本当に和水町の今置かれた将来、農林振興課課長さんはもういつも言われておりますけれども、これはもう近々の一番重要な心配事、課題。僕はだから先ほどトップセールスということで町長にお伺いしましたけれども、やはり先ほどの観光案内とかお客様を呼び込むとかそういうのも大事ですけども、やはり農業に特化したトップセールス、農業を見据えたトップセールス、これにやはり、農林振興課とか農業

委員会とかいろいろ農新地とかいろいろ役がございますけれども、一丸となってもう1回これは真剣に取り組んで、トップセールスという言い方は的確じゃございませんかもしれませんが、そこを見据えていかないと和水町の基幹産業である農業はなくなる可能性が高いと思います。だからそこに何か町長の思いがもしよかったら、お話しいただければと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

農業についてのトップセールスということで当然農作物の販路拡大であったり、農作物のブランド化などについてやはり取り組む必要がこれから出てくる必要がありますので、そのあたりについても、販路、東京や大阪への販路拡大など率先してセールスを行ってまいりたいと考えておりますので、農林振興課と一緒に進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） もうここで答えの出るようなお話ではございませんけれども、たまたま先日私どもの厚生建設常任委員会で研修に行きました。あのとき、ちょっとこないだも説明をさせていただきましたけれども、あれは40代の女性です、社長は。その方一人の福祉課目線から見た農業で、何かできないかということで、もうもちろん最初は生徒さんの就労、仕事先をつくり上げようということで農業を始められたということですが、もう今となつては何十町の畑を作る、田んぼを作る。農産加工品を県内に売り出す。行く行くはもう今度は畜産業までやろうと。そういうことがやはりなかなかできないと思いますけどもできないことはないんですよ。そういう方もおられるということで、やはりそこにはやはりあのときの研修先の選定におきましては、上原課長にお願いして、県庁にお願いして農林振興課の関係であそこを推薦していただいたということで、そこに行ったということで伺っておりますけれども、やはり、県も、もちろん国もでしょうけども地域もそういう方を応援すると、そういう方を助けるという体制があるからこそ、そういうことができるのではないかなと。

やはりそういう意味では制度とかいろいろな助成金がありますけれども、それはやはり公平でなければなりません。ただ、どっかに偏りすることはできませんけれども、やはりそこに何らかの応援体制をとると、それをやはり和水町に持ってくると。そういう方々を応援して和水をモデルにしようというような発想からそういう農業を見ていただくというのも一つの農業施策のやり方ではないのかなと思います。

いろいろ資料では制度をいっぱい調べてまいりましたけれども、なかなかやっぱりそれにのっかってやるというのは本当厳しゅうございます。ですからこの辺はやはり国とか県とかの担当の漠然とした発想でもよろしいですので、そういうことを皆さんチームをつくっていただいて、議員の中にも農業経験者、農業関係の人もおりますので、一緒になってみんなでそういうことを進めていただけると、町にとっては明るい兆しが見えるのではないかなというふうに思います。トップセールスにつきましては、もうこれで終わりたいと思う。

続けてよろしいですか。

○議長（高木洋一郎君） 質問事項2ですね。はい。

○8番（竹下周三君） 続きまして、質問事項の2に移りたいと思います。

環境整備と災害に負けないまちづくりについて。

質問要旨1、近年の災害状況。

2、災害復旧の進捗状況。

3、各地で実施されている除草作業等の状況について。

4、町長の公約にもある三世代が集える公園の整備について。

5、町道・県道の改良の進捗状況について。

簡単明瞭にお答えをお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

質問事項の2、環境整備と災害に負けないまちづくり。

質問の要旨（1）近年の災害状況について問うについてお答えします。

和水町の集中豪雨などによる水害の状況につきましては、近年では令和2年7月、豪雨災害から始まり、令和3年8月の豪雨災害、令和4年度、5年度災害と人的被害はございませんでしたが、河川、道路、山林、農地、農業施設などに大きな被害が発生しております。詳細につきましては担当課長より答弁いたします。

次に、質問の要旨（2）災害復旧の進捗状況について問うについてお答えします。

令和4年度までの過年度災害の復旧につきましては、西山地区の治山事業を除きましては、全てが復旧完了しております。

今年度の公共災害、農業災害復旧事業では34件の災害が発生しておりますが、10月の災害査定に向けまして現在準備を進めているところです。

次に質問の要旨（3）除草作業など区役の状況について問うについてお答えします。

和水町では、町道、町河川の除草作業は、地元行政区の区役により行われております。なお、行政区土木費補助として、1人1回当たり900円の助成を行っており、おおよそ4月から10月までの期間で除草作業の御協力をいただいているところです。

次に、質問の要旨（4）三世代が集える公園の整備について問うについてお答えします。

私の公約まちづくり7つの政策の中に三世代が集える公園の整備として、交流や健康づくりの場として、そして遊具や健康器具を設置した誰もが気軽に立ち寄れる地域に親しまれる公園整備を掲げております。

そのような中、令和5年の1月に開催した子育て世代の親御さんとの座談会においても、小さなお子さんが遊べるような遊具がある公園の整備を望む御意見をいただきました。このような御意見を踏まえ、三加和地域、菊水地域にそれぞれ1か所公園を整備するよう現在検討を進めているところです。

また、最近では誰でも楽しく遊ぶことができるユニバーサルデザインの遊具もございますので、近隣の公園遊具を参考にしながら、令和6年度中の整備に向けて進めてまいります。

次に、質問の要旨（５）県道・町道の改良について問うについてお答えします。

まず、県道事業につきましては、玉名・立花線の菰田橋架け替え、それと長小田工区の改良事業、玉名山鹿線の江田四つ角改良事業、和仁菊水の野田工区の改良事業。それと和仁山鹿線の東吉地工区の改良事業が実施されております。

町道事業では、上岩地区の岩線改良事業、西吉地地区の栗崎線改良事業、上十町地区の下平松木原線改良工事それと日平地区の牧野小田線改良工事、同じく牧野地区の牧野蜻浦線の改良工事を現在行っているところです。

以上になります。

○議長（高木洋一郎君）

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 近年の災害状況についてです。大きな災害となりました令和2年7月の災害復旧からお答えいたします。

令和2年度の公共災害80件発生しております。被害額5億5,282万8,000円。農業災害では124件、被害額2億9,587万3,000円です。小災害では244件、被害額6,514万4,000円です。令和3年度です。公共災害22件、被害額8,326万1,000円、農業災害21件、被害額4,828万6,000円。小災害が128件の2,984万7,000円です。令和4年度、公共災害13件の5,266万2,000円。農業災害10件、1,417万3,000円、小災害23件、666万8,000円。令和5年度です。公共災害12件、被害額5,350万円、農業災害22件、4,930万円です。小災害は、現在のところ26件の被害額749万7,000円となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 農林振興課が所管する治山と作業道災害についてお答えいたします。

まず、令和2年でございます。治山災害が7件で、被害額4億3,026万7,000円です。作業道災害が3件で、被害額951万3,000円です。令和3年になります。作業道災害が2件で被害額1,329万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 説明をいただきました。ありがとうございます。

たくさん説明がありましたけれども、近年の災害と災害復旧に関しまして、災害につきましてはやはり、さしずめ大きい災害であった西山の災害復旧についてはまだ完了はしていないけれども、今進んでおりますということで、了解をしておりますけれども、坂本農免道路、山十町地区

の農免道路の状況です。これに関しましては私も当時国会議員の先生もおいでいただいて、災害の状況を見ていただいて、急いでこれやらないと大変だということで、急いで復旧をしていただいたということで感謝をしておりますけれども、現状について承知しておられますでしょうか。そのことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 現在の状況ですか。

（「はい」）

執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） これは令和3年度に繰越事業として令和3年の12月に完了したところの事業となります。町道と農道と一緒に崩壊して、復旧工事としては大型の擁壁工を行いました。施工を完了したところです。今のところ道路のほうが一ひび割れをしてちょっと傾いているという状況でございます。その後、地元の住民の方から連絡を受けて調査をいたしております。躯体の状況としては、ずれ等ございません。ただ、道路の下の路盤のほうは道路の水で流されて少し落ち込んでるという状況であります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 今のお話では当分の間、二次災害的に発生するような状況ではないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 先ほど申しましたとおり躯体的には異常ございません。付け加えるならば12月に路盤の形成の再構築を行いまして、その部分だけアスファルトの打ち替えを予定しているところです。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 私地元、隣の地域でございますけれども、やはり区長と同行しながらではありますけれども、大雨の状況であったりするときに必ず現場に行くようにしております。やはりそういう状況のときに見ると怖いんです。通常天気がいいときは基盤がしっかりしているから大丈夫というお話でありますので問題ないかもしれませんが、やはり今お話があったように基盤がちょっとずれているという状況であるならば、できる部分からでも早くちょっと1回調査をしていただいて、住民の心配を取り除いていただけるとありがたいなというふうに思います。これに関しましてはもう、今、今日ここでどうこうということではございませんので、この状況を皆さんが御存じいただければいいのかなというふうに思います。

近年の災害状況・復旧状況につきましては、まだいろいろいっぱい予定をしておりましたけれ

ども、一つだけ申し上げてもう終わりにしたいというふうに思います。

これは私どものたまたま地元のお話でございますけれども、あの井堰、堰が故障したということで見積もりという、これはもう地域の水係の者でやるお話ですけどもやはり200万ぐらいと。要するに手出しをせなんということで、大変担当の方が苦慮されておりましたけれども、その辺の何でこういうことが発生したのかというのをもちろん老齢化もあるかもしれませんが、やはりずっと申し上げておりますようにやはり河川の中ほどにある土石流というか、砂利がやはり十町だからというわけでもございませんけれども、特に私どもの地域はやはりそういう意味では石が多いと。それが水のときに堰にやはり悪い影響を及ぼしているのではないかなという憶測がされます。

ですから、やはり災害復旧はもちろんですけれども、ここ最近、以前よりも大分、河川の掘削はお願いしてできておりますけど、まだまだやはり半分ぐらい今済んだのかなという状況でございますので、その辺はやはり春富地域も菊水地域でもそれはもうもちろん同じだろうと思いますけれども、やはり県のほうに河川の川ざらえ、これをもっと強化をしていただくとありがたいなというふうに思います。

続きまして、そのまま3番目の除草作業云々についてということで、再度質問をさせていただきます。

先週の日曜日であったり今度の日曜日であったり、よく9月の前半ぐらいに皆さんこの地域でもやはり除草作業、草刈り等があると。私たちの若い頃は道づくりといいまして地域の奉仕活動で出ておりましたけれども、その頃は雑草は畜産農家が全部取って餌と食わせるもんですから全くない、舗装もない、大分昔ですけど。道をちょこっと砂利を入れるとか、それぐらいで1、2時間で終わってしまったというのが昔の公役という、もちろん災害があったところは復旧しますけれども。

最近草切りばすると草切りをする、やばば切る、竹やぶば切らなん、河川ば切らなん、町道ば切らなん、県道の河川もせなんと。もう本当にそれが今、苦しい役割になってもう皆さん御存じだと思いますけれども、時代的に草刈りの機械もいっぱいいいのが出ておりますけれども、それをとっても、使っても、やはりもう本当に特にうちの地域では、1回の公役にやっぱ、1人、2人気分悪くなって帰られる方がおられると。そういうのが実情であります。

そういうときに、私たちは私たちにいろいろ事前に除草剤をまけるところについては除草剤をまくとか、大型機械を使ってその部分についてやるとかいろいろ工面をしておりますけれども、これは私たちだけではもう追いつかないような状況になっているということで、あまり時間もございませんで、まだたくさん質問が残っておりますけれども、この中で私が申し上げたかったのが土木費補助で、もちろんこれは草刈り用に使いなさいという土木費補助であったり、中山間地等の直接支払制度であった多面的交付金とか、そういう制度がございます。そういうのをうまく活用するとある程度の助成ができるというのはもうもちろん皆さん御存じですけども、その用途にもいろいろな厳しい制約があったりこれをしてはいけません、これをしなければなりませんというのがありますが、そういう本来であればもうずっと聞きながらお話を進めていこ

うと思ったんですけれども、私どもの経験から申し上げますとこの制度を活用している、一応なら中山間地とか多面的の金額と実績を教えていただけますでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） 竹下議員の御質問にお答えいたします。

多面的の支払いの実績でございますけれども、17組織で1,698万程度です。中山間直払い制度でございますけれども、54集落の5,154万円程度でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 分かりやすく組織の数と金額を御教授いただきましたけれども、私が聞きたかったのは、1,600万いただける、たった17組17組織しかないのですかというふうに僕は申し上げたいと。要するに中山間地で54集落ということでございますけれども、やはりこういう制度がやはり使いにくい。事務的に弱いのが僕は課題ではないのかなというふうに常々思ってる。もちろんそれは世話する人がしっかりしていないといろいろな問題が発生しますし、困ることもありますけれども、やはりこれは制度的にあるわけですから、こういうのを助長するためにも先ほどから、職員の配置で地域に密着した職員の協力をするということでお話が町長からもありましたけれども、やはり、そういう事務的な部分を協力する。もちろんそれは有償になります。ただですということはちょっと利にかないませんけれども、やはり金額ベースともくみして、やはり有償でお金ば払ってでも、この手続のこの処理が事務手続がうまくできるならばお金は使えるというような発想のもとに、もちろん集落の責任はもちろん最終的にはありますけれども、そういうところにそういう職員の協力をいただくということは、提案として思いますけどいかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

農林振興課長 上原君

○農林振興課長（上原克彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

行政担当職員制度というのもございますけれども、公務員は報酬を受け取ってはならないというところもございますので、私どもから提案させていただくのは、その集落ごとにその事務委託できる方を集落ごとに探していただければと思っておりますので、そのところでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 了解しました。その辺はやっぱ線を引かないと、なかなかまずいところもあるというそういう状況であるのであれば、やはりつなぎ、その協力をさせていただくという姿勢でも構いませんので、そういう地区の中でそういうことのできる方をつくり上げて、仕上

げるというための協力していただくということに関しては、差し支えないと思いますのでその辺は答えは要りませんけれども、そういう形で協力しながら、地域をよくしていくと。今の本当に問題になっている部分を解決するという体制を取っていただけるとありがたく思います。

それと先ほどの草切り等について、ちょっとこないだ資料を見ておりましたら環境美化基金というのが何か載っておりました。これは330万円程度のお金がありますが、そういうお金を有効に使って、何かそういう提案をしていただくというようなことは不可能ですか。これはどういうために使うお金なんでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

環境美化基金の所管。

休憩します。

休憩 午後2時55分

再開 午後2時58分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

住民環境課長 中原君

○住民環境課長（中原寿郎君） 竹下議員の環境美化基金についてお答えいたします。

この基金ですけれども、平成8年3月に設置されたということで、地域の環境美化活動の基盤整備、地域の環境美化に関する知識の普及、その他地域の環境美化活動に関する事業に要する経費に充てることを目的として、当初、丸美屋さんから贈られた寄附金を積み立てているということでございます。現在330万5,000円ほど基金積立てがあるような状況でございます。

以上状況だけを申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） 残り時間が少なくなりました。簡潔な質問・答弁を求めます。

ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） すみません、時間を取らせましたけれども。こういうお話を伺うと、まさに私どもが今、問題視しているような地域の除草作業であったり、仕事を効率化するための機械であったり、そういうのも検討いただいてそれをみんなで共有するということで、これが解消できるのであれば一番いい・・・ではないかなと思います。その辺は何か検討いただいて、早急に何か手を打っていただいて、お金をずっと残してもしようがないというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

私の一般質問の特徴といたしまして、前半に気合が入って後半は走り抜けるということでもう本当にまだ幾つもありますけれども、もうどうしてもというところだけお話をしたいと思います。

三世代の集い公園ということに関しましては、先ほど、三加和地域に1か所、菊水地域に1か所ということでお話をいただきましたので、その辺はまた追っていずれお話を伺いたいというふ

うに思います。それぐらいしかできないと思います。たくさん公園ば造るならばやはりいろいろな問題があったり、子どもさんの遊ぶ何といいいますか、遊具といいいますか、そういうのは危険も伴いますから、責任がありますので着実に進めていただければいいかなと思います。

最後になりますけれども、町道・県道ということで、私は議員になりましてなかなか十町地区の問題提起というのをしたことがありません。全体的な部分でいろいろ申し上げてはおりましたが、ここ最近やはり十町地区でお話が上がっているのが、抜け道がないと抜けられないと。春富地区から県道4号線のお話は今進んでおります。着々と進んでおりますけれども、採石場を越えて、鹿北に行く道と八女に抜ける道がございますけれども、極端にやはり狭くて危ないということで、柏木のほうに抜ける鹿北に行く道に関してはやはり大半が山鹿市でございますので、私どものほうで申し上げることは厳しいと思いますけれども、真っすぐ行く辺春に抜ける、私どもは七曲がりと申し上げておりますけれども、正式名称は分かりませんが、あの道に関しましては、ほぼ頂上まで旧三加和、今和水の所有でございます。

先日も皆さんにお世話になって、ポイ捨てであつたりいろいろ家具を捨てたりということで大くさん被害が出てるとということで、清掃作業したり看板を立てたりしていただきましたけれども、その道の改良について、ぼちぼち意見が出ております。その辺の御存じか通られたことがあるかもしれませんけども、町長のその道に関する所管が何かありましたらお尋ねをしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 道路というのは県道の玉名立花線という道路となりますけれども、以前はずい道あたりの要望とかもあつたように記憶はしております。今のところ、地元からの要望こういったものをいただいて県、国の方にお伝えできればというふうに考えているところです。以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質問はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） ありがとうございます。正直言いまして、具体的な要望書が出ていると。ここ最近はないということで、今お話をいただいたように地域でそういう要望がまとまるようであれば、取りまとめをして要望をしたいというふうに思います。

ちょうど時間になりましたので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） 以上で、竹下議員の質問を終わります。

以上で、本日の会議は全部終了しました。

○議長（高木洋一郎君） 11日、月曜日は午前10時から会議を開きます。

なお、明日明後日は常任委員会にて、令和4年度決算審査となっております。よろしく願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

散会 午後 3 時04分